

くらしの情報ガイド

お知らせ

◆権利擁護総合相談
日 8月21日(火)①13時30分②14時30分
所 市民相談室(市役所南館地下1階) 内 虐待、悪徳商法や多重債務など権利を守るための相談 日&日 高年福祉課(☎38-2044)

◆国民生活金融公庫による金融相談
日 9月3日(月)13時～16時 所 市民相談室(市役所南館地下1階) 内 金融相談等
人 市内事業主 日 随時受付・予約 日 経済課(☎38-2033)

◆自衛官募集
日 試験日①9月22日(土)②9月17日(月)③9月24日(月)・25日(火)④9月18日～21日のいずれか1日 内 ①航空学生②一般曹候補生③2等陸海空士(女子)④2等陸海空士(男子) 日 ①18歳以上21歳未満の高校卒(卒業見込み含む)②～④18歳以上27歳未満 日 ①～③8月1日～9月7日④年間を通じて右記へ 日 自衛隊兵庫地方連絡部(☎078-331-9896～8)

◆花と緑のまづくり県民交流会
日 ①9月26日～27日②10月24日～25日(いずれも1泊2日) 所 ①高知県立牧野植物園ほか②鳥取県立フラワーパークとっとり花回廊ほか 内 花と緑を通じた県民交流の視察バスツアー 日 県内在住・在勤のかた各40人※応募多数の場合は抽選 日 11,000円 日 ①8月30日(木)＜締め切り＞②9月20日(木)＜締め切り＞、各締め切りに間に合うように下記へ「募集要項」を請求してください 日 茨路花博記念事業協会(☎0799-75-2100/FAX0799-74-1187)

催し

◆一時保育つき大人の読書タイム
日 8月27日(月)10時～12時 所 ウィザスあしや 内 一時保育を利用して読書を楽しむ 日 子育て中の親(祖父母も含む)と子ども(2歳から就学前の幼児)※先着子ども8人になり次第、締め切ります 日 子ども1人300円 日 電話で下記へ。または、直接右記窓口へ 日 男女共同参画センター(☎38-2023)

リサイクル教室

日 8月24日(金)午後1時30分～3時30分
会 場 市役所分庁舎2階中会議室
内 容 折り紙ブロックで作る「幸せを運ぶパイナップル」
持 ち 物 新聞チラシ(オレンジやピンク色の入ったものが美しく仕上がります)5.7×9.5cmを402枚
参加費 100円
申し込み 下記へ



問い合わせ 消費者生活センター ☎38-2179

ラポルテ市民サービスコーナー

■窓口ご利用時間
平日(月～金曜日) 午前10時～午後7時
土・日・祝日 午前10時～午後5時
■休業日 8月16日(木)・9月13日(木)
■交付内容 住民票の写し、印鑑証明書、戸籍全部・個人事項証明書、外国人登録原簿記載事項証明書、市民税県民税課税証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書等
【ご注意】土・日・祝日と、平日の午後5時15分以降は、除籍・改製原戸籍謄抄本、税務証明等は受け付けのみで、証明書発行は翌開庁日となります。
※各種届出・登録の手続きは、市役所市民課へ。

問い合わせ ラポルテ市民サービスコーナー ☎31-3130

地域福祉課からのお知らせ

問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2040

【特別弔慰金について】
戦没者等の死亡当時の遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等を受取るかたがいけない場合に、特別弔慰金(額面40万円、10年償還の記名国債)が支給されます。まだ請求されていないかたは、問い合わせの上、ご請求ください。請求期限は平成20年3月31日までです。この期限を過ぎますと、法律の規定により、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

【軍人恩給の支給資格を調査します】
旧軍人(本人死亡の場合はその妻)で、軍人恩給の未請求者(公務員退職等の年金受給者を除く)のかたは、地域福祉課窓口にある履歴申立書に住所・氏名・軍歴などを記入し、終戦当時の本籍地の都道府県援護担当課に提出してください。詳しくは、県社会援護課恩給係(☎078-341-7711)へ。

【恩給欠格者、引揚者の皆さんへ】
旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者のかた、戦後強制抑留されたかた、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられたかたに、特別慰労品を贈呈しています。請求書類は地域福祉課にあります。詳細については、独立行政法人平和祈念事業特別基金(☎0120-234-933)へ。

芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)からのお知らせ

問い合わせ 健康増進課 ☎32-0707/FAX38-1340

【特定疾患医療受給者証更新申請手続き】
■対象者 受給者証をお持ちのかたで、10月1日以降も引き続き交付を希望されるかた
8月31日(金)まで
■受け付け ①特定疾患医療受給者証更新交付申請書
②特定疾患医療意見書
③所得税額を証明する書類
④世帯全員の住民票
⑤本人の健康保険証
⑥重症患者認定申請書・診断書(重症申請をするかたのみ)
⑦身体障害者手帳(所持しているかたのみ)
※関係書類は、芦屋健康福祉事務所に準備しています。
※対象者への個別通知はいたしません。ご注意ください。

【兵庫県特定不妊治療費助成事業】
県では特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対し、治療費助成(治療1回につき上限10万円、年度2回まで)を行っています。通算5カ年度申請できます。
<対象者> 県内に住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦で、指定医療機関で特定不妊治療を受けられたかた。なお、夫婦合算した前年の所得額が730万円未満であり、治療終了後3カ月以内であること。

家庭用品交換会のお知らせ

■日時 9月9日(日)午前10時30分～午後2時※出品者および芦屋市消費者協会員は午前10時から入場可。■会場 いずれも市役所分庁舎2階中会議室 ■持ち物 紙袋 ■出品 9月8日(土)午前10時～午後3時までに会場へ持参してください。■注意 ①食料品・雑貨・衣類等で新品に限る※ピン止め、おもちゃのアクセサリ等は出品できない場合があります②価格は市価の半額以下に設定してください③清算は9月10日(月)午後1時30分～3時に行います④売れた商品は10%、売れ残った商品は1点につき10円の手数料が必要です。

問い合わせ 芦屋市消費者協会(経済課内) ☎38-2179

日本は平和ですか

問い合わせ 市民生活部人権推進担当 ☎38-2055



平和モニュメント

8月15日は、終戦記念日です。戦後60余年が経過し、普段の生活の中で「平和」を意識することは日々難しくなっています。しかし一方では、世界各地から、絶え間なく、テロや紛争による悲惨なニュースがリアルタイムに伝えられています。何より、「戦争」とは人権を奪う最たるものです。終戦記念日になみな、京都教育大学教育学部の村上登司文教授に「平和」について寄稿いただき、これからも私たちが安心して幸福に暮らせる「平和」とは何なのか、また次世代を担う子どもたちに何を伝えていくべきなのかを考えてみたいと思います。

平和な社会をつくる活動・仕事

中学二年生たちは、平和の形成に努力した人や団体について、何を知っているのでしょうか。先に述べた平成十八年の調査で、「人名」としてあげられたのは、ノーベル平和賞受賞者のワンガラ・ヌタイとマザー・テレサ、マレーコ親善大使のオードリー・ヘップバーンや黒柳徹子、インドのガンジー、杉原千祇などです。「団体名」としてあげられたのは、ユニセフが最も多く、次に国際連合です。そして、NGOとNPO、医療関係の国境なき医師団、赤十字協会、WHO、日本の援助

活動団体として青年海外協力隊とJICAがあがっています。子どもたちが将来やろうと考えている平和のための活動や仕事には次のものがあります。①過去の戦争を教える活動に参加するものとして、「戦争を後の世代まで伝えたい」や「ボランティアで平和というものを伝えていきたい」があります。②環境に関する活動として、「木を切られた森にまた新しい木を植える」「環境問題の温暖化に取り組みたい」「動物保護、絶滅しそうな動物や捨てられた動物の保護」があります。③医療に関する活動として、「医者になって発展途上国へ行く」「戦争でけがをした人々の手当て」、また「新薬を安く貧しい人々にあげる」があります。④国際交流活

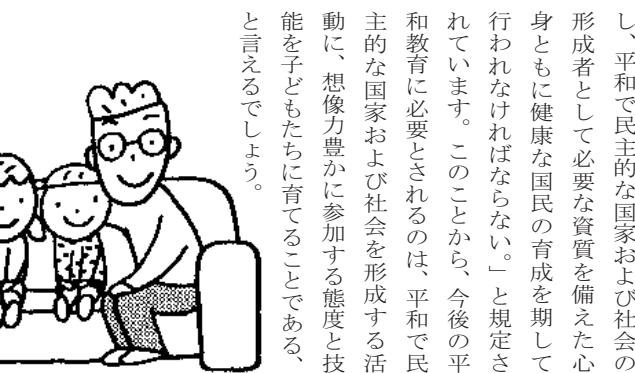


により戦争被害者への共感を高め、戦争に反対する態度を育成することでした。「記憶することこそ戦争を防ぐ第一歩である」と言われています。その意味するところは、戦争の惨禍(被害)を知ることによって「二度と過ちを繰り返さない」ということです。もう一つの意味は、国家による間違ひ(国民や外国に対する加害を指摘し語る)教育の自由が平和を守るといことである。他方、平和貢献意欲なしの生徒に対して、貢献したくない理由を聞くこと、最も多い回答が「何をしたいのかわからない」でした。続いて多いのが「考えたことがない」「自分一人だけでは意味(効果がない)」「面倒なのでかわりたくない」などです。このように、平和のために「わからないけど、何かしたい」生徒と、「何をしたいのかわからない」からしたくない生徒がかなり多くいます。読者の皆さんにも同じように考える人が多いのではないのでしょうか。そうした人々(子どもと大人)に平和社会の形成に参加してもらうためには、平和のために何ができるかを伝えることが有効でしょう。

「日本は、平和だと思っ？」と子どもに聞いてください。戦後長く続いた平和な社会をこれからも守り続けていくためには、大人と子どもが共に平和とは何かを考え、そして平和な社会をつくることに参加することが大切です。『平和教育』の用語は、学校で行われる平和についての教育を指すものとして一般に用いられています。ただし、日本で広く行われてきた平和教育は、子どもたちに戦争を教えること

これからの平和教育

一九〇年代以降戦争体験についてマスメディアや家庭を通じて子どもが見聞する機会は大きく減少してきます。二〇〇〇年代に入って戦争体験の「風化」はさらに進んでいます。これからの平和教育は、①日本の過去の戦争を伝えて、次の戦争を防ぐ知識と態度を育てることが必要です。②それと同時に、平和な社会を創ろうとする態度と技能を育てる必要があります。それは、自分が何ができるのかを考える態度そして争いを非暴力的に解決し、対立する相手と和解する能力などです。今の日本のように、戦争がないだけの平和は不十分であり、人々が安心して幸福に暮らせる平和が必要とされています。日本の子どもたちの平和への貢献意欲は高いので、多くの子どもが平和社会の形成に参加できるように支援していきましょう。ぜひ、家庭や学校で子どもたちと一緒に「日本は平和だ」と思うことができないか?などと平和を話題にしてみてください。そのことが芦屋市平和モニュメントの碑文にあるように平和の尊さを伝えることにつながると思います。



税のQ&A

Q 来年から個人市・県民税についても住宅ローン控除が適用されると聞いたのですが、何か手続きが必要なのではないですか。
A 今まで所得税における住宅ローン控除を受けていたかたは平成十一年一月一日から十八年十二月三十一日までに入居されたかたに限る。で税源移譲により所得税が減少することによって控除される所得税額が減少する場合、その減額分について、平成二十年度以降の個人市・県民税から控除できるようになります。この控除を受けるためには、平成二十年三月十七日(月)までに平成二十年一月一日現在にお住まいの市区町村へ申告する必要があります。なお、所得税の確定申告をされるかたは、税務署を通じてこの申告書を提出することになりますので、市区町村への申告の必要はありません。

問い合わせ 課税課管理担当 ☎38-2016

「リユース・フェスタ」家具の再利用展示会

粗大ごみとして収集した家具を再利用していただくため、展示して無料でお譲りします。同時に、本の交換会も実施します。
■日時 8月31日～9月2日・午前10時～午後4時(正午～午後1時除く)※2日は午後3時まで
■申し込み 市内在住のかたで、1世帯・1品目のみの申し込みに限ります。はがきを持参の上で、希望の品物を申し込んでください。※重複・代理等の申し込みは受け付けません。
■抽選 希望の品物に重複して申し込みがある場合は抽選となります。抽選は9月2日(日)午後3時から実施し、抽選結果は抽選日以降にはがきで通知
■引き取り日 9月8日(土)・9日(日)午前10時～正午・午後1時～4時※家具の引き取りはご自身でお願いします。決められた日時に引き取りにこれない場合には、権利を辞退したものとします。

問い合わせ 環境処理センター ☎32-5391